

村落共同体研究における西洋史学と地理学の間

——鯖田豊之『封建支配の成立と村落共同体』をめぐって——

水 津 一 朗

ここ数年、西洋史学は、村落共同体の研究について、つきつきとすぐれた成果をおさめてきた。増田四郎の『西洋封建社会成立期の研究』について、伊藤栄の『ドイツ村落共同体の研究』や清水盛光・会田雄次編『封建社会と共同体』の大著をみ、いままた鯖田豊之の『封建支配の成立と村落共同体』の雄編を世におくつた。

一方地理学では、集落形態学 *Siedlungsmorphologie* や、村落社会の歴史地理学的研究の発達がみられるが、都市—村落関係へのアプローチがとくに目をひく。これらの研究が、歴史学から多くの批判をおおがなければならないのは当然であるが、地理学もまた、歴史学の成果について無関心ではありえない。しかしいままで、日

本における歴史と地理の交流は、かならずしも十分ではなかつた。

ドイツ地理学界では、農業史におけるマイツェン *Meißen* の村落研究の方法論が、地理学におけるシュリューター *Schlüter* の景観学 *Landschaftskunde* にうけつがれ、歴史学や社会学の村落研究との協力のもとに、グラートマン *Gradmann* やモルテンセン *Mortensen*・ニーマイアー *Niemeyer*・ミュラー *Müller*・Müller などの研鑽をへて、いまや村落史研究上、独自の地歩をひくつていつた。フランスにおいても、フラーン *Foucault*・Vidal de la Blache の人文地理学は、経済史のフェーブル *Fénelon* との知的交流がいちじるしい。ブロック *Bloch* の村落史における「農業制度」*régime agricole* の概念は、ブラーシエ *Blanchard* 派の「生活様式」の概念をうけつぎ、ドマンジョン *Démangeon* などの集落地理学の成果をたく

みにかみくだいている。デレアージ・Deilage やデュビー・Duby などの村落史研究は、これらのあとをうけつづぐものである。

地方史を、ドイツで geschichtliche Landeskunde、すなわち「歴史地誌」というのも、歴史と地理の緊密な関係をもがたる。

さらに現在、総合的の科学をめざして historische Raunforschung の刊行をみる。ところが日本では、歴史学とよく結ばれた Siedlungs- und morphologie や Landeskunde を、移住形態学や地学と直訳し、歴史学の補助科学とみるだけで、集落地理学の一部門や地誌学そのものであることには、とかく目をとじがちである。

ところがいまや、両科学の結びつきが、歴史学の方から積極的に求められてきた。西洋史学の鮎田は、前掲書のとがきでこうのべている。「もともとフランスやドイツの封建社会研究においては、歴史学と地理学との結びつきがよい。歴史学者のあいだでは地理学の成果が大幅にとりいれられているし、地理学者は歴史学的方法を大いに身につけている。封建社会は歴史学、地理学双方の研究対象である。そこでは、地理学を媒介することによって、封建社会研究と現在とのつながりがあると深く深められているといつてよい。これに対して、わが国の西洋中世史学界では、地理学との結びつきは若干の例外をのぞけばあまりみられない。『封建社会研究縮少論』のような性急な議論がとび出す理由の一つはここにもある」。集落

地理学を専門とする私にとって、全く専門外ともいうべき封建支配に関する本書の書評を、著者から依頼されたとき、あまり躊躇せずひきうけたのも、地理学との交流を求めることによって、中世史学に新境地をきりひらこうとする著者の姿勢に、かねて共鳴していたからである。

だが私は、本書の歴史学的評価を云々する能力はもちあわさない。たまたま史学研究会の編集部から、「地理学から西洋史学へ」の執筆を依頼されていた事情もあり、本書をよりどころに、書評をはなれたところで、村落共同体史研究について、つねづね地理学の立場から抱いてきた感想や意見をのべてみたい。

二

鮎田論考は四編からなる。まず第一編「封建社会期村落研究の前提」の第一章で、中世村落が現在の村落につらなるものをもつ点を強調する。

フランスでは、現在の地方自治体コミューヌが、大まかなところ、一四世紀以来の教区につながり、目立つた安定性を示している。しかしコミューヌは単一の集落から構成されることはすくない。西部や南西部の散村地域はいうまでもなく、東北部の集村地域でも、コミューヌは、集居をなす中心集落以外に、散居の hamlet や小村部

hameau を含んでいる。しかもこれらの散村や小村のなかには、一四世紀以前にさかのぼる古い成立にかかるともある。したがって、「中心集落のほかにくつものアモーやエカールをふくむコミュニティが、どのようにしてその安定性を保持したかということになると、すくなくともわれわれ歴史学にとっては、どうしても、コミュニティの歴史的形成のあとをたどることが重要な課題となる」。こうのべた上で、鯖田は、最近の「封建社会研究縮少論」の不徹底さを批判する。

さらに第二・三章で、フランスの「コミュニティ」「教区」「村落共同体」などの歴史を概観したあと、「一一、二世紀集村成立説」について、ブルゴーニュ南部のマコネ地方にかんするデュビーの研究成果をとりあげる。すなわちこの地方の集落は、一〇〇〇年以前には、すべてアモーであり、アモーを構成する各農民経営は独立性がつよく、集落単位の強制耕作や共同地利用のときは全然なかつたこと、居住の集中 une concentration de l'habitat をもとに、教区共同体が成立したのは、一一、二世紀であつたこと、この共同体の成立は、それまでの分散的な荘園領主支配にかわつて、一円的な領域支配権を行使するバン領主の成立、したがつて封建社会の成立をともしなうものであつたことなどにふれる。

このようなマコネ地方の事情を、どこまで一般化しうる可能性が

あるか、これが本書の研究課題の一つであることを指摘する著者は、ドイツでも、耕区や三圃制農法をもつ集村は、グラートマンなどとくほど始源的なものではなく、七・八世紀集村成立説が有力であるとして、新しい研究成果を要約してとりあげている。

しかも、デュビーの一一、二世紀集村成立説と、ドイツの七、八世紀集村成立説のあいだにみられる時代比定上のちがいを、たんに「地域差」にもとめるべきではないとみて、前者は、集落形態と古典荘園との関連を重視し、後者は、バン領主との関連を重視した説であることからして、時代比定のちがいは、歴史学上の封建社会構造をめぐる見解のちがいと交錯することに注目すべきである、という。

以上のように研究史と問題点を整理した上で、著者は、小村卓越地域のサンプルとしてマコネ地方を、集村地域のサンプルとしてブルゴーニュ東北部のディジヨネ地方をえらび、第二・三編で「封建支配の成立と村落共同体」について、くわしい実証研究をくりひろげた。多くの刊本史料の検討から、両地方における九・一〇世紀のアモーからなるヴィラを浮彫りにし、さらに一一、二世紀に両地ともほぼ共通して、集村—バン領主—村落共同体が対応しながら成立した、ととく。

封建体制下のバン領主とブルゴーニュ公・カペー王権などの関係

について説明した歴史的内容からも、地理学は多くを学ぶ。ブルゴ
ーニエの地が、南北の地理的相違にもかかわらず、個性をもつプロ
ヴァンス province の一つを形成したこと、すなわち一つの歴史的
領域のつくられていったプロセスを理解するために、本書はよき範
例を提供する。

しかし私は、多岐的な鯖田論考のなから、集落や村落共同体の
問題だけをとりだしてみたい。また地理学の立場をつらぬくために、
中世史学のおかれている諸事情は、かならずしも考慮しなかつたこ
とをことわつておく。

三

原史料にもとづく九・一〇世紀ブルゴニーのヴィラとその屋敷
や農地の復原は、歴史学だけでなく、集落の歴史地理学にとつても、
大きな貢献であろう。耕地研究上でも、ニーマイアなどの「エッシ
ュ耕地最古説」Escherttheorie にあてはまらない耕地形態の卓
越したことを指摘したのが、目をひく。かれの指摘したヴィラの耕
地は、形態分類上、ブロック耕地 Blockflur とともに、ブロック
交错圃耕地 Blockgemengelflur や短長紐状耕地 kurzstreifenflur
としてよからう。ヴィラの空間配置を数葉の模式図にあらわしたの
も、また散村地域と集村地域の地域差を考慮して、二つのサンプル

エリアをえらんだのも、適切である。ただ両地域のなから、やや
共通点を求めすぎたうらみはないだろうか。

まず地理学的には、サンプルエリアのえらび方に難点がないわけ
ではない。フランスの散村といつても、南欧に近いマコネと西部の
ボカージュ Bocage 地域では、すくなくとも地理学的には、その
構造がちがう。ディジュネ地方も、東北部フランスの典型的な集村
地域からみれば、その縁辺部にすぎない。古来、ローヌやソーンの
構造谷をとおつて、地中海的要素がしのびこんできた。もちろん鯖
田自身がみとめていることではあるが、南北に長いブルゴニーは、
北と南から、集村と散村、紐状耕地とブロック耕地、集団原理と個
別原理がふれあうところで、二つの文化類型の由来をめぐつて、種
々の見解が発表された。

デレアージュは、ブルゴニー北東部の集村の起原を、青銅器な
いしハルシュタット時代、東方からきたトゥミュルス Tumulus 人
に、南西部の小村を、新石器時代や青銅器時代初期、オリエント
からスペインをこえてきたドルメン人にきした。しかしシャムピエ
Champer の研究によると、両文化類型は、デレアージュのいうよ
うな系統のちがいを示すというより、自然条件に制約された文化や、
その伝播時期のちがいをあらわすという。こうしたブルゴニーの
南北性について、鯖田論文が直接問題にしないのは当然であろう。

しかし地理学的には、かれの復原した九・一〇世紀における両地のヴィラの構造自体、こうしたちがいを微妙にうつしだしているのが注目をひく。ディジョネの方が、マコネにくらべて集落規模が大きく、耕地の紐状地化の傾向もはつきりしている。また、マコネにはなかつた荘園の古典的性格が、ディジョネにはみとめられる。中世以降の南北性が、すくなくとも荘園時代まではさかのぼりうることがたしかなかぎり、このことについて、もすこし執着してみる余地はないだろうか。

マコネだけみても、均質な空間ではない。デュビーのマコネ研究によると、すでに一一世紀には、かわいた、日当りのよい段丘などに、古くから稠密に占居がすすみ、耕作しやすい土壌にめぐまれて、一種の園耕がいとまれたのに対して、まわりの森林では、水分が過剰で、人口もまばらであつた。低地や高地の開拓は、一一世紀にはじめて開拓され、新しい小村の成立をみた、という。

占居が種々の時期におこなわれたであろうことは、鯖田も独自の史料操作でふれている。たとえば、「現在の(マコネの)居住地点のうち一〇〇〇年当時にまでさかのぼることのできるのは、プール八五・〇パーセント、アモー三六・二パーセント、エカール六・三パーセントという数字になる。マコネ地方においては、アモーの場合六〇パーセント以上、エカールの場合ほとんど大部分が、少

なくとも一〇〇〇年以降の産物と考えられるのである」という。だがいかなる場所に立地したプール、あるいはアモーが、一〇〇〇年当時にさかのぼりうるのであろうか。鯖田説において、一一、二世紀に集村化現象が生じ、それと対応して村落共同体とバン領主制が確立したというかぎり、一一世紀以降のアモーやエカールの群立についても、その村落共同体や封建体制との関係において、その立地条件や要因が、はつきり指摘されなければならない。かれの論法によると、今日までやや小村の多いマコネ地方では、バン領主の形成、すなわち封建体制の成立は、ディジョネ地方より不充分だつたことになりかねない。

また鯖田説のように、三圃農業の形成が集村化と関係するとすれば、マコネ地方では、その出現も相対的にはよわかつたはずであるが、鯖田は、一二世紀中葉ごろ、重量犁の普及が、クリュニー修道院文書やマリーコン司教教会文書にできることや、直営地における三圃農業を示す史料の存在だけを強調する。「直営地から出発した三圃制農法が、一一、一二世紀のうちに次第に普及する端緒を物語っている」というが、はたして事態は、こうあざやかであつたのだろうか。一一世紀のマリーコン司教教会文書四九三の史料を、かれがデレアージュ説をしりぞけて、三圃制の記事と断定する根拠も、はつきりしない。休閑のない二年―三年輪作が、中世にも北西ドイツには

はじめとするエッシェ農業 *Eschwirtschaft* を代表に、北海・バルト海沿岸やケルト地域などでもおこなわれているし、個別経営になる三圃農業さえ、はやくから小村や散村のブロック耕地でいとなまれた特例がある。また集落や農地、あるいはその経営形態は、となりあつたところでも、自然や開拓史のちがいに応じて、微妙にかわる。三圃制や集村居住を、領主制と結びつけすぎてはならない。

一方カロリンガー遺制期のディジネのばあい、鯖田の評価以上に集村化に近い現象のはやく出現した可能性はないだろうか。つぎの点をあげておく。九三七年のシャムドル荘園所屬マンスなどでは、一マンスが二、三戸の農家をふくむこと。当該荘園所屬戸数だけで三一戸・二五戸などのヴィラがあること。八七〇年のフルカルドゥス所有マンスなどの隣接物件に耕地や道路・川などがあることから、ただちにルーズなマンスの分散は推論できないこと。マンスの平均面積二六アール強は、菜園や果樹園をふくむ屋敷地として、特別大きくはないこと。ソーン支流の小溪谷に立地するリュクスト、平坦地の多いエズブリーなどの集落形態を、一応区別して吟味する必要のあること。

ドイツ地理学の一派は、周到なドイツ集落の形態分類において、西ドイツの古るい不規則な小村 *Drubbel* や小規模な集村と、やや計画的のある袋小路村 *Sackgassendorf* を区別し、後者に三圃制

をとまなうゲヴァン村落 *Gewandorf* の母胎をよみとらうとする。これが完全な計画的性を示すのは、一二世紀以後、西ドイツからの植民団によつてできるオスト・エルベの広場村落 *Platzdorf* (*Angehoer*) や特異な街村 *Straßendorf* であること、また一二世紀ころから、さらに萌芽的には九世紀から、それまでさけられた低湿地や森林にも、大がかりな湿地村耕地 *Marschhufenflur* や林隙村耕地 *Waldhufenflur* が計画的にできること、これらの事実からしても、西・南ドイツの母村におけるゲヴァン体制の成熟が、それ以前の時期になかつたとは断定できない。

フランス学界でも、すでに九世紀から一〇・一一世紀にかけて、北東フランスでは農業技術革命がおこり、水車の普及や大型犁の利用などが指摘されていることからしても、鯖田の「一一、二世紀集村成立説」の一般化には、なお吟味の余地があるとおもう。

四

立地条件や地域の特殊性をふりかえることは、一般論の樹立にとつては、とかく足かせになりやすい。近代科学は一般論や原理をこのむ。そこで立地や場所の特殊性を、歴史の本質にとつては形式にすぎないものとして、むやみにすてざる立場が生れる。大塚久雄の『共同体の基礎理論』においても、三圃制はヨーロッパの自然条件

に規定された外被にすぎないとして、「ゲルマン的共同体」の原理を、自然から自由な耕区制の分析をもとにくみだした。しかし一体、耕地や牧地、宅地、道路などの複合体たる生活空間の具体的なしくみをはなれて、生産関係とか、社会関係の原理が、別個にあるのだろうか。

私は、西欧の耕区は、原初的には共同開拓の単元であり、これが中世以降の耕地整理をへて、レス層などの肥沃な主穀生産にめぐまれた場所を主要な舞台に、あの「耕区制」の経営単位たる「純正な耕区」*echte Gewann* にくみかえられたという見解をもつ。このこと自体、鯖田の論考とさして矛盾するわけではないし、こうした生産の場に着目したかれの論考から教えられることが多い。

しかし一般論としては、地理学と社会諸科学とのあいだには、いまままで宿命的ともいえるずれがあつた。具体例を、私自身の研究からとりだしてみよう。西欧の混合農業の一類型が、かつては耕区を共同耕作の最小単元としていとなまれた。ところが日本では、一筆耕地の集合体を字や坪とよぶ。その水田の水がかりの共同規制が、ある時点で字や坪を最小単元として発動したという私の見解は、社会学の余田博通などの実態調査でも支持された。だがその後の地理学と社会学の研究は、別の方向を歩いていった。私は、ゲヴァンと字(坪)の機能的相違をさぐるることによつて、まず西欧と日本にお

ける村落の質のちがいを追求しようとしたのに対して、他方は、西欧の耕区制に対応するものを日本の水がかりの団地にもとめ、ただちに両地に共通する社会発展の論理をくみだてる(余田『農業村落社会の論理構造』)。

フィールドに即して研究すればするほど、一系的発展説には疑問がでてくる。ただ地理学が、地域差に拘束されるあまり、事実の集積に終始して、全体の発展傾向をみうしなうとすれば、たしかにこれは片手落ちのそしりをまぬがれまい。鯖田の「地域差という言葉の魔術」が、こうした断片化をつくものとすれば、まさに適切な指摘というべきであろう。ただ気になるのは、「時代差という言葉の魔術」はないだろうか、ということである。

いま地理学は、一つの見とおしをもつ。性質のちがつたさまざまな地域社会と地域社会とが、しだいに接触交流しながら、結節点たる都市を析出し、そこを媒体として小地域社会がより大きい地域にとけあうことに着目すれば、地理学における地域発展法則が、地域差を包摂しながらあみだされる、という見とおしである。現代地理学は、都市の結節性 *nodality*、その影響圏、その変遷をこまかに分析しようとしている。

この意味で、一、二世紀の集村化現象に、かかる結節機能の析出を想定する鯖田説は、地域論にたいする貴重な提言であろう。小

村からできたヴィラ群をつつむ特定の地域範囲に、一種の地域中心が集村の形をとつて結晶したこと、しかもそれがバン領主の登場やブルク・教区教会の成立などからみあうこと、そして一部の農民が外延部のヴィラから集村たる本拠部に向つて移動したこと、古文書にもとづくこれらの説明は、中世都市研究から中世村落研究にすすんだ鯖田らしいユニークな見解である。「空きマンス」*mausum absam* についての解釈も、生彩にとむ。

しかし過去の地域差というとき、現在の自然環境から、ただちに歴史時代の環境を推定するのはあぶない。鯖田論考をはなれるが、シュリューターの『初期歴史時代における居住空間』などに示された景観史研究の方法論は、歴史学にもまだまだ活用の余地があろう。村落史研究の学史において、グラートマンの考え方は、集村即村落共同体の始源性をとくものとして、マルク共同体説の亜流とうけとれやすいが、先史時代の南ドイツにおけるレス層上にはやくも集村が成立したことを主張し、その成立の場にひろびろとしたステップ荒原 *Steppenheide* を想定した生態学的見解は、たとえ今日、植

どの事情が具体化すれば、それは両科学にとつて大きい収穫であろう。ただそのさい、ブルゴーニエの南北性の問題が、よりすすんだ形で顕在化するとおもう。

五

復原されたカロリング遺制期の示唆にとむヴィラ像——すなわち小村状の屋敷の配置と、屋敷に直接つく一かたまりの内耕地と、外縁部の散在耕地と、荘園領主の分散的な支配を特色とする「小規模でルーズな構造をもつ」ヴィラの景観——を一応認めるとしても、そこからみちびきだされる結論、およびその推理のプロセスについては、疑問の点がないわけではない。

結論として、鯖田はつぎのことをあげる。同一ヴィラにすむ個々の農民経営はかなり独立性がつよかつたこと、「かかる独立性は、当時にあつては粗放経営に通じるもので、大部分の農民はひどい生産力水準のもので、たえず飢餓の危機にさらされていた」こと、「公・伯・ヴィカーリウスなどの公権力は全く名目的・形式的なものにとどまり、確固とした政治的秩序は存在しなかつたこと」、すなわち「現在のコミュニエヌの原型たる村落共同体は成立していなかつた」こと。

マコネのイジメ *Ige* やドマンジ *Domange* のヴィラにおいて、

○・二―一・五キロメートルはなれた耕区にマンスが分散した例を鯖田はあげるが、分散といつても限界があるはずであり、一・五キロの分散から、ただちにマンス相互の結びつきがルーズだったと推定できるだろうか。この程度の距離を徒歩でこなすことは、現在の山村でもごくありふれた行動範囲にすぎない。屋敷間の距離については、あともふれよう。つぎに、耕区に多年生ブドウ畑が混在したことから、耕区単位の作付や作替が困難で、耕区への共同放牧もブドウの幹のかたくなる冬のサン・マルタン祭まで不可能であり、したがって耕区制にもづく典型的な共同輪作がむづかしかつたというかれの解釈は、果樹の村の地域性をふまえて共感をよぶ。ただ南欧の果樹栽培地方では、こうした状態が、一、二世紀以後もひきつづき尾をひいたのも事実で、マコネ地方では、いまもかなりのブドウ生産をみることを付言しておく。

適格な史料分析から、かれは外耕地の各戸の保有地がじかに混在せず、ブドウ畑や宅地のほか、道路 *strata publica* などで区切られていたばあいの多いことを復原した上で、共同耕作のおこなわれた可能性がすくないと推定する。しかしヴィラにおける耕地景観の一部は、ラインやドナウ流域から北東フランスやミッドランドなどのゲヴァン耕地が卓越した地域の外側で、ウェールズやスコットランドなどのケルト地域やバルト海沿岸・アルプス前地などの山間部

において、おそくまでのこつた農地のしくみと近似する。こうした比較地理学的吟味は、しなくても大丈夫だろうか。しかもケルト農業などでは、外耕地で粗放的な穀草農業が共同体的規制のもとでいとなまれ、特有のクジ割をもとなつた (*runrig system*)。

また共同地については、セルフの利用する森林や牧地は、かれの属する領主所有のものにかぎられたこと、しかも同一ヴィラ内にちがつた領主所属のセルフがすんだことから、同一ヴィラの住民相互間に、共同地を紐帯とする生活の共同がなかつた、と鯖田は考える。領主によつて森林や牧草地が所有される以前には、同一ヴィラにすむ住民間に共有地があつたと判断するのか、始源的にも共有地はなかつたというのか不明であるが、かれは、一〇世紀前後の文献に自由民の共同利用地 *Terra francorum* がみえることから、自由民のあいだに共同体的団結のあつたことを一応はみとめている。しかしその団結は、血縁関係によるもの(家族共同体)で、ヴィラ単位とはいいがたい、という。だが、血縁やジッペの關係が生活の共同を支えるのは、血縁のもの同志が、もともと至近な距離内にすんでいたからであり、血縁を地縁が支えていたからではないか。生活の共同から、血縁が擬制として成立することも、まれではない。狩猟部族におけるバンド *Band* やホルド *hord* などの地縁集団をおもいだそう。鯖田のいう「あいまい模糊とした個々の農民経営の独立性」

などを、はたして九・一〇世紀のヴィラに想定することができただろうか。八世紀後半から九世紀にかけて、ドイツのシュワーベンでは「ムルヒ一族の村内で」*in Murchingamarca* とか、「リウブダ一族の村内で」*in Liupdingamarca* などの表現がみられるが、こういう事態は、本フィールドにはなかつたのだからか。さらにこのさい、鯖田論考と対応する点の多い中村賢一郎の雄編「ドイツにおける村落共同体とその自治的権利」（清水・会田編著）などに論証されるように、西南ドイツのベン領主制の成立を九世紀以来のものとして認めるとすれば、ブルゴーニュと西南ドイツ間の「直線で三〇〇キロあまりしかない」両地の「地域差」を否定する鯖田の論旨は、どうなるだろうか。

六

集落地理学的研究から一般論としていえることは、集村にせよ、小村や散村にせよ、集落は安全を求めて、飲料水・日射・防水・防風・耕地との関係などをこまかに考慮して立地し、集落の境域を構成する地理的諸事象は、屋敷も、耕地も、牧地も、森林も、用水路も、道路も、それぞれ再生産の機能をはたしうるようにくみあわせられ、各時代に応じた機能統一体をなしていることである。集落の「アト・ランダムな分立」という定式では、集落の持続性が保証で

きない。かつ当時のヴィラは、まわりを森林や沼沢でおおわれ、まさに一つの完結体に近かつたはずである。共同地も、個別保有権の確立しない粗放な場所というだけでなく、狩猟や漁撈・放牧、薪炭や用材の提供などの機能のほか、個別保有になる一筆ごとの耕地経営を維持するための泥灰土などの肥料採取地、用水涵養林、防風雪林などとしても、住民の再生産を支えるための補充的な役割をもつた。しかもこれらの機能は、牧地や河川・交通路 *strata publica* にみられるように、共同地なるゆえに、うまくつづいた面をもつ。

「ヴィラは、それ自体としては、いかなる意味においても連帯性をもたなかつた」とは、どうしても考えることができない。ワイズテナー *Weistümer* はともかく、ゲルマン部族法典 *leges barbarorum* にも、ヴィラ全住民の承認の記事がある。たとえば、「誰かがあるヴィラ内の他人の許に移住せんと欲し *super alterum in villa migrare voluerit*、そのヴィラ内に居住する者の一人ないしは幾人かが彼を収容せんと欲したる場合に、もし一人にても反対する者存するときは、彼は其処に移住するの許可を有せざるべし」(*Lex Saxonica*, 45, 1)。もちろん、共同の範囲が複数のヴィラ単位であつたばあひも、すくなくないかもしれない。鯖田が論証するように、古典荘園の単位領有規模が、一般に数キロメートル以内のヴィラ群にかぎられたこと自体、もともとこの程度の範囲が、農民

の一次的共同生活圏の外にひろがった二次的共同関心圏だったのであるまいか。

集落の境域をくみわたる地的諸事象の機能的統一がくずれるのは、大局的には、かかる諸事象のはたす機能にかわる技術的設備ができたばあいにかざられる。技術を媒介とせず、政治だけでかかる地域統一 *Siedlungseinheit* を分断することは、むづかしい。このことは、地理学が各地域の実態調査のなかでくみとつた原理である。

カロリンガー遺制期の荘園において、諸領主が同一ヴィラにいろいろ度合がつよければつよいほど、その権力は相殺され、ともかくヴィラの地域統一は大きい変調はうけなかつた、といえないだろうか。このことについては、歴史学でも *Herow von Below* や *ロスキ Kosminsky* によつて指摘された。鯖田のすばらしい解釈どおり、バン領主の抬頭や集村化が、村落共同体の発展上に一つのエポックを画したのはたしかとしても、一方的に村落共同体を「産み出す」ことはできない。それ以前に、一一、二世紀以降の教区となる母胎が、在地のヴィラに準備されていたはずである。その上、すくなくともディジヨネのばあい、集村化運動以前に集村に近い形態がなかつたとは、鯖田自身主張していない。

村落自治権が史料にでるのは、一二世紀以来のことであつても、自治権の確立をもつて村落共同体成立のメルクマールにするわけに

はいかない。一二世紀以前、自治権が顕在化するまえの即自的な統一体が、領主支配の背後にあつたと考えるのが、理論的である。

さらにまた、カロリンガー遺制期の *Bagus* *Bagus* が、「名目的な政治秩序」に化していたとしても、本来の *Bagus* (ドイツの *Gau*) は、ケルナ *Koerner* や *クレーマー Cramer*、*ヘルムベルク Homberg* などの研究からして、また増田四郎の歴史学的研究からみても、多数の集落をふくみ、大森林や沼沢などでとりかこまれた地域統一であつたのを否定できない。いかに制度としての *Bagus* が形式化しても、また領主権力による分断をみたしても、その地縁に支えられた人的集團の低位組織は、ヴィラや教ヴィラ群の範囲内でうけとめられてきたはずである。Thurgau のときは、いくたの変遷をへた今日なお、スイスのカントンの一として、古きゲルマンの自治精神をうけつぐ場として存続している。*Bagus* や *ヴィカリア vicaria* や、一般集会 *mallus publicus* の実体については、村落共同体との関係において、なお究明すべき点が多くない。

七

在地側の史料がすくない荘園体制下において、在地の実態を史料の表面だけから推定するのは、至難な仕事にちがいない。日本中世村落史研究においても、農民の地縁的結合は、意外にかるく評価さ

れることがある。黒田俊雄の労作「村落共同体の中世的特質」(前掲『封建社会と共同体』所収)においても、「荘園の区域といい、住民との関係といい、山野の占拠と利益の関係といい、そこには村落的な性格をなんらみいだすことができない」と断定している。

鯖田論文にみちびかれて再構成した前節の見地からして、この断定をそのままうけいれることはできない。厳密な史料の検討に立脚する歴史学的研究から学びとることは多いが、「荘園制的な表層の下部に、なにか村落的なもの、共同体的なものがあつてやがてこれが中世になつて表出するとみるのは、あいまいな概念に依存してのたんなる想定にすぎない」と黒田がいきるとき、歴史と地理の宿命的なずれを感じる。小犬丸保その他について、地理学的見地から黒田説とはややちがつた解釈ができるかと私が考えるのは、たんなる想定にすぎないのだからか。たとえば「小犬丸保を田地のみならず畠地・池・山林と一体のものとして、すなわち完結した生産の場として、確保してゆく力が、領家たる穀倉院ではなく土民等に移つている」と彼はいうが、もし以前に生産の場としての小犬丸保の完結性(村落的なもの)がなかつたとすれば、田堵経営も、それに寄生する荘園経営も不可能ではないか。真相は、以前からの在地の完結性が、穀倉院などの領主勢力で分断されがちであつたからこそ、その確保(表出)のために農民の提訴をみたのではないか。黒田

は、以前の利益農民相互の関係を、「古代アジア的共同体」的なものとみ、「この共同体が……異つた原理に立つ荘園支配におおわれたままで存続した」とするが、この共同体は、「なにか村落的なもの、共同体的なもの」をもたないのだろうか。一二世紀は、村落共同体の「成立史」にたいしてではなく、村落共同体の頭在化にとつて、画期的な時期であつたとみたのでは、歴史学の体系がこわれるのだろうか。

いかなる政治社会体制のもとにおいても、農民生活がいとなまれるのは、住民たちが協力して、生活の場における地的諸要素の機能的連鎖をたくみに活用したばあいであり、その連鎖を上から掌握する仕方によつて、政治権力の性格がきまる。

ところで上からの政治権力であるが、その統轄範囲そのものについては、時代と権力の種類に應じて、ほぼ一定の地理的規模があつた。このことは鯖田の論考からも教ええられる。単位荘園の支配範囲は、直営地を中心に数キロ以下、バン領主の支配領域は、大体今日のカントン程度(一〇—二〇コミューン)であつた。また私は、一部修正を必要とするが、「共同体の地理的規模」(『史林』三八の六)でバグスや中世の hundred、Huntari、Centena、村教区を包括する大教区 diocese sedes、さらに日本の郡などが、地形その他の偏差をさしひくと、ほぼ半径八—九キロメートル、二五〇平方キロ前後

の標準規模をもつたこと、しかもこの程度の地理的規模が、管轄区域を直接統轄するのに適した日帰りの範囲であつたこと、しかもその範囲を結節する地域中心があつたことを指摘した。つまり政治力は、無限の権力をもつものではなく、地域的限界性をもつ。

鯖田の論考をはるかに離れてしまふが、一部の歴史学は、政治体制の意義を強調するあまり、ときに支配される地域のサブスタンスイヴなありかたをみのがすことはいらないだろうか。こうした視点からんで、私自身がフィールドをふんだ事例のなから、東北の煙山村松ノ木調査にもづく中村吉治編『村落構造の史的分析』をとりあげておきたい。主として近世村落を対象としているが、本書でとかれる村落共同体論は、多くの問題点をはらんでいる。中村は、種々の共同組織の範囲が藩政村の境域からずれ解体しはじめた共同体を、藩政が上から統轄することによつて、その維持が政治的にはかされたという。しかし、こうした理論が、かつて藩政村になつたことのない丁場（煙山藩政村の下部単位）たる松ノ木をサンプルにくみためられたこと、村落共同体たる部落が、私のフィールド調査によると、現地でも松ノ木ではなく、も一つ上の単位の煙山と考えられていること、この地方が、北上川右岸段丘上の特異な散村や小村が多いところであることなどについては、歴史学であれ、社会学であれ、疑義を感じなくてもよいはずはない。

政治—社会—地域—自然のメカニズムについて、今後ますます歴史と地理の協力が必要であろう。

八

こうしたメカニズムに規制されながら、農民生活の側では、季節的な生産のリズムにに応じて、かずかずの祭や行事がたもたれた。フレーザー *Frazer* の『金枝篇』や日本民俗学のとく太古以来の儀礼が、時代による変容と追加のなかで維持されたのも、それを支えた村落共同体が、時代ごとの特性をおびながら、なおその奥深いところで、本質的にはほぼ同じひろがり、それに適応した機能をもちつづけたからではあるまいか。集落のどこかに、村民を集める広場や社寺の境内があつたことも注目すべきだろう。

ここで、ユストゥス・メーザー *J. Moser* の『オスナブリュック史』にみる先駆的な村落史研究が、歴史学や集落地理学にうけつがれるとともに、一方ではリール *W. H. Rühl* などの近代民俗学の分野にとつても、大きい礎石となつたことを考えあわしてみたい。しかもリールの『科学としての民俗学』は、直接の原型としてカール・リッター *Ritter* の地理学につながる。また、中世村落共同体の研究にとつて有力な史料たるワイズテューマーの編集と研究に先鞭をつけた一九世紀後半のヤコブ・グリム *J. Grimm* は、ひろい

意味での民俗学者であつた。につめたエッセンスのような現代の村落諸科学の成果を、このへんで民俗学の滋汁のなかにしたしてみる必要は、ないだろうか。

現在のコミュニヌやゲメイndeと一、二世紀前後の教区との連続面をとりだす鯖田が、突然それ以前の時期における村落共同体を否定しなければならぬ理由が、私には理解できなかつた。ここで教区とコミュニヌとの非連続面をとりだして、鯖田説を批判するのは、もちろん適切でない。鯖田説を支えるためには、たんにバン領主や封建支配などの歴史的事実だけでなく、民俗文化の連続性と、その背後にある地域の機能的統一についての地理学的事実を、より積極的に明るみに出すほかない。

鯖田理論は、意外にも「カタストロフ・フェンテオリー」であつた。しかもカタストロフの媒介点に、荘園領主からバン領主への転換がおかれ、それが地理学的な集村化現象と対置される。もともと中世における集村化現象 *Balung* の説明は、ゲッチングンにおけるモルテンセンやシャルラウ *Scharlau*・ポレント *Pollendt* をはじめとする中世村落荒廃現象の歴史地理学からみちびかれた成果である。一方、古典荘園領主制からバン領主制への発展の研究は、封建支配にかんする中世史学の論争の多い課題であつた。いまや、二つの分野の成果が、たくみに接着された。このころみは、なんとし

ても貴重なものである。ただそこに、予期しない「カタストロフ・フェンテオリー」の芽をふきだしたところに、歴史と地理とのより一層の共力によつて接着法の改良される余地をのこしているようにおもわれる。

九

村落研究にかぎつてみて、歴史と地理の協力は、以上のことからにかぎられるわけではない。近世、あるいは最近の地籍図をもとに、地形的知識や史料・地名などを利用して、過去の景観を復原する操作については、方法論的にもかなり整備されてきた。ニーマイアなどは、耕地遺跡の年代比定にカーボン・デイトングを利用して、空中写真の応用も、イギリスをはじめ、最近ではドイツや日本でも盛んになつた。またモルテンセン学派は、中世以後森林化したところから、それ以前の集落や耕地遺跡をとりだした。これらの研究法を批判し、発展させるためにも、地理学は、鯖田論考を手がかりとして、歴史学との協力を期待する。

ところで、鯖田論考をも含めて最近の西洋史学が、できるかぎりの原史料を駆使して研究をすすめている点には、敬服せざるをえない。こうした態度は、地理学における外国研究においても、今後大いに推進すべきであろうが、しかし外国研究であるかぎり、歴史学

であれ、地理学であれ、こうしたオリジナリティにはかぎりがある。さらに、対象とする現地の生きた空気を、自由には呼吸しがたいもどかしさがある。

鯖田は、ドイツとフランス両国の研究史を比較対照することによつて、こうした隘路を打解しようとしている。全く同感であるが、門外漢の希望としては、ついでに北欧史や東欧史、南欧史学の成果をも、比較対照の場に加える姿勢がとられてもよいとおもう。東プロギーニエ地方には、はやくデレアージュが指摘したように、ブドウだけでなく、後期ローマのケンチュリアの阡陌地割が残存した余地もある。また、たとえば耕区制と三圃制が、西欧の特定場所で形をととのえ、それがしだいに外縁部に向つて、おそらく封建領主による干与（創造ではない）のもとに拡散したとすれば、西欧の外縁部や、北欧や東欧などの一部では、核心部よりややおくれた時期に、しかも自然や歴史的条件によつて変容しながら、これらの成立をみたはずである。ミッドランドでは一二、三世紀ころから二圃から三圃への推移がさかんになり（グレイの *Grays*）、東ドイツでは一二世紀以後、南スウェーデンでは一三世紀ころ（ゲランソン *Garansson*）、西南フィンランドでもそのころ（ユティカラ *Jutikkala*）耕区制や計画的集村が成立していることからすると、西欧核心部では、すくなくともそれ以前に三圃制や集村が成熟していたことは、ほぼたし

かである。ところが同じ畑作地帯でも、漢代華北の汜勝之書や齊民要術などにとかれる集約的な華北農法の典型は、中世ヨーロッパの粗放農業とは、質的にちがう。これらの比較によつて、各地域における村落のより高度の研究が可能となるとおもう。

たとえば、農業史における飯沼二郎の「農業技術論序説」（人文学報「一四」）は、かれのヨーロッパ農業技術史研究をよりどころとしながら、一方独自の比較史的立場にたつて、地表上の諸村落社会の発展類型について、すぐれた試論をのべている。もちろんケッペン気候区の利用のしかたや、自然の評価のしかたなどで、地理学的には難点もあるが、こうした多系的発展史観の誕生は、まさに現代の社会的要請に答えるものといえよう。鯖田の方法とともに、ここにも史学と地理学の綜合をめざす一つの方法があることに注目してきたい。

しかしここにも、けわしい道がよこたわつている。諸外国研究にともなう限界性は、むしろよりシャープな形で露呈する。西洋史学の越智武臣は、こうした限界を克服する一案として、外国と日本の「であい」の時点から研究をすすめることを提唱した（『東と西の結び方——歴史と国民感覚』史林「四四」の二）。私はこの新鮮な提唱に賛成である。現代ヨーロッパにおける村落共同体は、社会経済史学の一部でいわれるほどなくなつたわけではないし、そこから鯖田

の「封建社会研究縮小論批判」がでてくるわけであるが、それ以上に、私たちのまわりには、日本村落共同体が、末端行政体の下部で、巨大なイノヴェイションや経済成長の影響をうけながら、なお独特の意義をもつ。もはやこれらは、共同体ではなくて機能体だという反論にたいしては、中世的共同体は機能体ではなかつたか、と問いたい（福武直編『農業共同化と村落構造』）。日本社会の原型をつくつたこの村落は、すでに古代中国の法制上の村との「であい」を経験したし、その後の歴史をへて、その村落共同体を母胎とする明治行政村は、ドイツ人モッセの起草になる「自治部落制案」（明治二〇年）を介して、ドイツのゲマインデとの「であい」をみる。かかる日本村落からくみとりうる成果をもつて、ふたたびヨーロッパの諸共同体に接近する方法こそは、私たちにこのこされた方法論だともう。

鯖田の論考の重要対象となつた散村や小村、集村の問題にしても、

すでに日本集落地理学が、礪波や東北において、また糸里の集村地域などにおいて、研究の緒口をひらいてきた。そこに西洋史学からの協力がえられるとすれば、相互の学間に益するところは大きいものがある。散村や小村にも、住民の共同組織があつたし、いまでも残存する。しかしそのしくみは、集村地域のそれと同じではない。集村と散村における社会体制のちがいは、はやくブラーシユやグラートマンなどの地理学者によつて指摘され、歴史学でも、ヴェーラー・Wühler やドブシユ・Dopsch・ブロックなどによつて主張されたが、現在のフィールド研究の成果は、散村即個別経営、集村即集団経営という大づかみな理解の域だけは、はるかにこえている。日本のフィールドにおけるこうした生々しい研究成果を、歴史時代における各地域の集落に容易に適用しないためには、きびしい撰別法をも共同して考えていかなければならぬのは当然だろう。